船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信すべき記号を定める 海上保安庁告示の改正について

平成22年9月

1. 改正の背景

港則法施行規則第十一条の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号(平成二十二年海上保安庁告示第九十四号)及び海上交通安全法施行規則第六条第四項の規定による仕向港に関する情報及び進路を知らせるために必要な情報を示す記号を定める告示(平成二十二年海上保安庁告示第九十五号)は、いずれも、船舶が自らの進路を他の船舶に知らせるため、船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信すべき仕向港を示す記号等を定めている。

両告示が定める仕向港を示す記号等は、アルファベットや「>」等といった記号から構成されているが、一部の船舶自動識別装置では、その性能上「>」、「/」「=」及び「?」の記号を送信することが困難な場合が考えられることから、当

該場合における当該「>」等の記号の取扱いについて、明確化を図る必要がある。

2. 改正の概要

仕向港を示す記号等を構成する記号であって、搭載している船舶自動識別装置の性能上送信することが困難なものについては、当該記号をそれぞれ次の記号に 代えることができる。(「」はスペース)

[>]:[TO]

 $\Gamma = = 1: \Gamma \cap O \cap I$ 

[/]:[ 00]

[?? ???]:[UNKNOWN]

3. スケジュール

公布・施行 平成22年10月中旬(予定)